

# 石川県公報

令和6年4月16日(火曜日)

号外

(第27号)

## 目次

公告 ○石川県訓令第9号の公表公告 (行政経営課) 1	○石川県条例第28号の公布公告 (税務課) 1
-----------------------------------	----------------------------

## 公告

### 石川県訓令第9号の公表公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公表した。

令和6年4月16日

石川県知事 馳 浩

### 石川県訓令第9号

庁中一般  
出先機関

副知事の担任事項に関する規程(令和4年石川県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

第1条第1号アを次のように改める。

ア 予算編成及び行財政改革に関する事項

第1条第1号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同条第2号イ中「総務部」の次に「(デジタル推進監室を除く。)」を加え、同号エ中「県民文化スポーツ部」を「文化観光スポーツ部」に改め、同号中カを削り、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 健康福祉部に関する事項

第1条第2号中クをケとし、キをクとし、その前に次のように加える。

キ 出納に関する事項

第1条第3号中イを削り、アをイとし、その前に次のように加える。

ア デジタル推進監室に関する事項

第1条第3号中オを削り、エをオとし、ウをエとし、その前に次のように加える。

ウ 能登半島地震復旧・復興推進部に関する事項

第1条第3号キ中「出納」を「土木部」に改め、同号中クをコとし、キの次に次のように加える。

ク デジタル活用の推進に関する事項

ケ カーボンニュートラルの推進に関する事項

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

### 石川県条例第28号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁並びに県総合事務所及び県税事務所前の掲示場に掲示して公布した。

令和6年4月16日

石川県知事 馳 浩

石川県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第二十八号

石川県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第二号から第四号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第五号中「によつて」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

附則第十一条第一項並びに第十二条の四第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十六条第一項及び第二項並びに第十七条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第二条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(昭和二十七年石川県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条中「及び」を「」に、「第四百四十四条の八」を「第四百四十四条の九」に、「によつて」を「により」に、「証紙徴収」を「普通徴収」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の規定により徴収する自動車税の種別割の納期は、県税条例第四百四十四条の八第一項の規定にかかわらず、毎年五月中とする。ただし、特別の事情がある場合には、知事が別に定める期間とする。

3 新規登録の申請があつた第一項に掲げる自動車について地方税法第七十七条の十第一項の規定により課する自動車税の種別割は、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法により徴収する。

4 前項の規定による自動車税の種別割の納税者は、第二項の規定にかかわらず、前項の納税義務が発生した月の翌月の末日までに、県税条例第四百四十四条の十第一項の規定により提出すべき申告書に石川県証紙条例(昭和三十一年石川県条例第二十四号)に基づき県が発行する証紙(以下「証紙」という。)を貼り、又は当該証紙に代えて、証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させることによりその税金を納付しなければならない。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の石川県税条例第四十九条第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 第二条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例第三条の規定は、令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用

し、令和五年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

